

記載例（自宅療養）

特例郵便等投票請求書

請求する投票用紙の口にシ点を記入してください。記載例は、参議院議員選挙の投票用紙を請求する場合です。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項

規定により、●年●月●日執行の

- 衆議院議員選挙
参議院議員選挙
都道府県知事選挙
都道府県議会議員選挙
市区町村長選挙
市区町村議会議員選挙
その他

において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により、次の選挙について投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示できない場合は、選挙管理委員会が保健所等に当該請求に必要な情報を確認することに同意します。

●年●月●日

三種町選挙管理委員会委員長 殿

Form with fields for name (選挙 太郎), address (山本郡三種町...), phone number (090...), and checkboxes for current location and reasons for request.

必ず自分で記載(自筆)してください。

連絡の取れる電話番号を記載してください。

メールアドレスを持っていれば記載してください。

秋田県内（秋田市を除く。）で自宅療養されている方は、「③上記の書面の提示（同封）をすることができない旨申し出ます。」及びを(a)理由の「外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため」をチェックし、外出自粛要請を受けた保健所名を記載してください。

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置（特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置）に係る書面（次のいずれかの書面）を提示（同封）してください（当該書面は、投票用紙等と併せて返送します）。
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面（同法施行規則第23条の4第1項）
イ 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則第4条の3）
ウ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面（同法第18条第1項）
4 特別の事情により備考3の書面の提示（同封）をすることができない場合（特例法第3条第2項ただし書）は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示（同封）し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合（特例法施行令第1条第2項第1号）には、表中4にチェックを入れてください。
7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

記載例 (宿泊療養)

特例郵便等投票請求書

請求する投票用紙の口にレ点を記入してください。記載例は、参議院議員選挙の投票用紙を請求する場合です。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 (以下「特例法」)

規定により、●年●月●日執行の

- 衆議院議員選挙
参議院議員選挙
都道府県知事選挙
都道府県議会議員選挙
市区町村長選挙
市区町村議会議員選挙
その他

において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により、次の選挙について投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示できない場合は、選挙管理委員会が保健所等に当該請求に必要な情報を確認することに同意します。

●年●月●日

三種町選挙管理委員会委員長 殿

Form with sections: 1 請求者 (フリガナ, 氏名, 住所, 電話番号, メールアドレス), 2 現在する場所 (投票用紙等送付先), 3 提示 (同封) する文書, 4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請

必ず自分で記載(自筆)してください。

連絡の取れる電話番号を記載してください。

メールアドレスを持っていれば記載してください。

秋田県内の宿泊療養施設に入所されている方で、県の「宿泊施設等所在証明書」を提示(同封)する場合は、「①感染症法による外出自粛要請に係る書面」をチェックしてください。

備考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します)。
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)
イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3)
ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に收容されている者であることを検疫所長が証する書面
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
4 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。